

韓国に関する決議

インダストリアル・グローバルユニオン、 韓国の国会に ILO 第 87 号・第 98 号条約実施法案の 可決を要請

インダストリアル・グローバルユニオン執行委員会は、2022 年 11 月 15-16 日のジュネーブ会合で韓国の国会に対し、「すべての労働者の労働権保障のための労働組合・労働関係調整法（TULRAA）第 2 条および第 3 条の改正」法案を可決し、ILO 第 87 号条約および第 98 号条約に従うことを全会一致で求める。

2022 年 6 月に始まった韓国慶南省巨済の玉浦造船所の下請造船労働者による 51 日間の合法ストは、労働者と使用者を狭く定義している現在の TULRAA 第 2 条が、いかに団体交渉を損なっているかを浮き彫りにした。下請会社の財政の 90% が労働者の賃金で構成され、労働者が一方的な 30% の賃金カットと多重下請けに有意義に対処できる方法が元請使用者との団体交渉しかないにもかかわらず、TULRAA 第 2 条は元請使用者が責任を回避できるようにしている。

さらに TULRAA 第 3 条は、ILO 条約で保障されるスト権（労働者の社会経済的地位を求めるスト、使用者による協約の非実施やその他の不法行為に対応するためのストを含む）に関する損害賠償請求を制限していない。使用者が交渉を行わずに、ストの損害を取り戻すために労働者を告訴することができるのであれば、ストによって元請使用者に圧力をかけ、交渉させることはできない。ストによる損害を元請使用者に返済させるために 5 人の低賃金下請造船労働者に対して起こされた 470 億韓国ウォン（約 3500 万ユーロ）の損害賠償請求訴訟は、ILO 条約で保障される権利の行使に対する露骨な報復である。これは不当労働行為であり、直ちに取り下げるべきである。

ILO 第 87 号条約および第 98 号条約が今年韓国で発効したことを十分考慮し、労働者と使用者をこのように狭く定義する TULRAA 第 2 条とスト権を制限する第 3 条が、それらの条約で提供される保障を損なうものであることを考えると、国会が法案を承認し、すべての労働者（不安定労働者を含む）に、特に損害賠償請求訴訟や仮差し押さえによって妨害されることなく、使用者（元請使用者を含む）と団体交渉を行う正当な権利とスト権を保障することが必要不可欠である。

11 月 8 日に労働組合を含む韓国の市民団体が国会への法案提出に十分な 5 万人分を超える署名を集め、2022 年 11 月 12 日に約 9 万人の労働者がソウルでデモを行い、この法案の通過を要求したことに留意し、インダストリアル・グローバルユニオンは、ここに国際社会とともに、韓国の国会にこの TULRAA 改正を直ちに成立させるよう求め、TULRAA の包括的な再検討と改正によって韓国社会のすべての分野の労働者が自らの権利を保障されるようにすることを求める。

そこで執行委員会は、すべての加盟組合に以下のとおり求める。

1. 韓国社会における労働組合弾圧に関する情報を広め、私たちの国で連帯を形成する方法を積極的に探し求める。
2. 韓国政府および国会に対し、韓国社会の下請労働者が元請使用者と交渉するための正当な法的根拠を保障されるよう確保することを求める。
3. 「韓国政府および国会」に対し、速やかに組合法改正を再検討して実施し、韓国社会の労働者が組合活動を理由に弾圧されず、過度の損害賠償請求の対象にならないようにすることを要請する。
